

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月14日

横浜市契約事務受任者
都市整備局長 堀田 和宏

1 契約の概要

件名「横浜駅きた通路エスカレーター1号機ステップ修繕」

概要：横浜駅きた通路エスカレーター1号機に利用者の衣服が挟まり引き抜いた際に、ステップ（踏板）へ無理に力が加わったことにより、ステップが3枚破損したため交換・修繕対応を行いました。

2 履行（納品）場所

横浜市西区高島2丁目27番29号ほか
（横浜駅きた通路東口）

3 契約日

令和6年2月1日

4 履行期間

令和6年2月1日～令和6年2月13日

5 契約金額

¥475,222.-（うち消費税相当額 ¥43,202.-）

6 契約の相手方

名称 株式会社日立ビルシステム 横浜支社
所在地 神奈川県横浜市西区高島1-1-2
代表者 支社長 近藤 崇司

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該昇降機は横浜駅のメイン導線にある昇降機であり、停止することは市民生活に影響が大きく、至急部品の手配を行って交換を行わなければ復旧出来ないとの報告を受け、早急に復旧作業に取り掛かり運転正常化を図る必要があると判断し、当該業者と随意契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由

「令和5年度横浜駅きた通路施設管理運営等業務委託」（契約期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）により、当該昇降機のメンテナンス及び維持管理を委託している業者であり、当該昇降機に精通しているため、当該業者を選定しました。

9 所管課

都市交通課